

川崎市「人・農地プラン」作成事業等事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎の農業における人と農地の問題を解決するための基本的なプランである「人・農地プラン」の作成に関し、人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（制定 平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「国人・農地問題解決要綱」という。）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（制定 平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知。以下「国利子助成金要綱」という。）、人・農地プラン作成等事業事務取扱要領（平成24年8月3日付け。神奈川県。以下「県事務取扱要領」という。）及び川崎市「人・農地プラン」検討会設置要綱（平成24年11月1日付け24川経農振第121号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「人・農地プラン」とは、次の各号について第1号様式に記載し、川崎市「人・農地プラン」検討会（以下「検討会」という。）で検討された後、市が決定したものをいう。

- (1) 今後の地域の中心となる経営体（担い手）
- (2) (1)から見た地域における担い手の確保状況
- (3) 将来の農地利用のあり方
- (4) (3)についての農地中間管理機構の活用方針
- (5) 近い将来農地の出し手となる者と農地
- (6) 今後の地域農業のあり方

(留意事項)

第3条 人・農地プランの決定及び更新に向けた合意形成のための会合は、地域の中心となる経営体の営農活動の範囲で実施することを基本とするが、地域の実情に応じて決めることができる。また、この会合は、毎年1回以上定期的に、新たに就農しようとする者も含め、幅広く農業者等の参加を求めて行うことができる。

2 会合を開催するときは、あらかじめ、広報誌やホームページ等を通じてその日時と場所を公表する。

(検討会の開催)

第4条 市は、人・農地プランを決定又は更新する前に検討会を開催し、内容等を検討することとする。ただし、検討会の委員への個別の意見聴取により検討会に代えることができる。

(人・農地プランの決定・変更)

第5条 市長は、前条の検討会を経た上で、人・農地プランを決定することができる。市長は、検討会の構成員、開催日時及び議事の内容を公表することができる。

2 人・農地プランは、新規就農者など新たに地域の中心となる経営体ができた場合など、事情の変化に応じて適宜、更新することができる。人・農地プランの更新は、地域の中心となる経営体の名称、構成員数、生産品目・新規就農・6次産業化等の取組み、活用が見込まれる施策の変更など軽微なものを除き、人・農地プランの決定と同様の手続きをとらなければならない。

(公表)

第6条 市長は、人・農地プランの決定・変更後、遅滞なく、次の各号についてホームページなど適切な方法により公表するものとする。

- (1) 協議の場を設けた区域の範囲
 - (2) 協議の結果を取りまとめた年月日
 - (3) 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
(法人・個人・集落営農（任意組織）ごとの数)
 - (4) (3)の結果として、当該地域に担い手は十分いるかどうか
 - (5) 農地中間管理機構の活用方針
 - (6) 地域農業の将来のあり方
- (市による推進活動)

第7条 市は、人・農地プランの決定・更新と実現のために、次の各号により推進活動を実施することができる。

- (1) 農業者の営農意向等の把握 農業者に対しての、地域農業の将来見通しや自らの農業経営のあり方あるいは農地の貸借等の意向の聴取等
- (2) 希望者の受付等 人・農地プランに位置付けを希望する者（以下「申出者」という。）の申出書（第2号様式又は第3号様式）の受付と人・農地プランの位置付け結果の通知（第4号様式）
- (3) 地域等における合意形成 地域等における営農活動の範囲を単位として農業者等を参集した会合の開催
- (4) 人・農地プランの周知等 関係機関と地域の農業者等への、決定・更新した人・農地プランの周知及び人・農地プラン実現に向けた取組状況の確認等

(個人情報の取扱い)

第8条 人・農地プランに記載する個人情報については、個人情報の利用目的を明らかにし、第5号様式により地域の中心となる経営体や連携する農業者本人の同意を得なければならない。

(報告)

第9条 市長は、毎年度、当該年度に決定又は更新した人・農地プランについて、国人・農地問題解決要綱第10及び県事務取扱要領第8の規定により、神奈川県知事あて報告しなければならない。ただし、更新した人・農地プランについては、変更箇所があるページのみの提出や変更箇所を新旧対照表方式で示した書類の提出により代えることができる。

(証明手続)

第10条 市長は、国利子助成金要綱別表6に定める利子助成対象資金のうち農業経営基盤強化資金（略称：スーパーL資金）を受けようとする者から、人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実である旨の証明を求められた場合は、証明書（第6号様式）を発行することができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、川崎市「人・農地プラン」作成事業等に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

(第1号様式)

人・農地プラン

市町村名	集落／地域名	当初作成年月	更新年月（1回目）	更新年月（2回目）	更新年月（回目）

1 今後の地域の中心となる経営体（担い手）

属性	経営体 (氏名)	経営者・代表 者年齢	構成員 (従業員)	後継者 の有無	現状 〔平成 年度〕		計画 〔平成 年度〕		農地中 間管理 機構か らの借 入希望 の有無	新規就農・ 6次産業化・ 高付加価値化・ 複合化・ 低コスト化・ 法人化 等の取組	活用が見込まれる施策			備考
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)			青年 就農 給付 金(開 始型)	スー パーL 資金の 金利負 担軽減 措置	経営 体育 成支 援事 業	
		才	名			ha		ha						
		才	名			ha		ha						
		才	名			ha		ha						

【記載上の注意】

- ※ 「今後の地域の中心となる経営体（担い手）」には、認定農業者、認定新規就農者、法人化や農地利用集積を行うことが確実と見込まれる集落営農、効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体などの担い手がいれば、当該経営体等の意向を確認したうえで位置付けるようにしてください。
- ※ 「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。
- ※ 「経営体（氏名）」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認農：氏名」を記載します。
- ※ 計画欄については、現状から概ね5年程度を記載します。（以下の計画欄についても同じ。）
- ※ 「新規就農・6次産業化・・・等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。
- ※ 「その他」には、6次産業化支援事業、強い農業づくり交付金（経営資源有効活用対策事業）、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。
- ※ 「備考」には、活用する県単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項があれば記載します。

2 1から見た地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている / 担い手はいるが十分ではない / 担い手がない

3 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応	
担い手に集積・集約化する		
担い手の分散錯囲を解消する		
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する		
耕作放棄地を解消する		
その他[]		

4 3についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		
担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		
その他[]		

5 近い将来農地の出し手となる者と農地

[国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。]

近い将来農地の 出し手となる農業者 (氏名)	年齢	現状[平成 年度]		計画[平成 年度]		利用しなくなる 農地面積	農地中間管理機構への貸付希望の有無	
		経営内容 (作目)	経営規模の合計 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模の合計 (ha、頭数等)		農地面積	貸付時期
	才		ha		ha	ha	ha	
	才		ha		ha	ha	ha	
	才		ha		ha	ha	ha	

※ 筆ごとの具体的な貸付等の計画がある場合は、「別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

6 今後の地域農業のあり方

今後の地域農業のあり方（地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて）		
取組事項	対応	コメント
生産品目の明確化		
複合化		
6次産業化		
高附加值化		
新規就農の促進		
その他[]		

別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地

近い将来農地の 出し手となる農業者 (氏名)	耕地地番	地目	地名、地番、大字、 字、集落番号	貸付等の区分 (m ²)			貸付等の 予定年度	農地中間管 理機構への 貸付を予定
				貸付	作業委託	売渡		

【記載上の注意】

- ※ 「5 近い将来農地の出し手となる者」ごとに記載します。
- ※ 国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。
- ※ 農地利用図の添付は必須ではありません。

(第2号様式)

人・農地プラン位置付け希望の申出書（経営体向け）

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所

氏 名

印

電話番号

私は、人・農地プランの今後の地域の中心となる経営体（担い手）に位置付けられることを希望しますので、次のとおり申し出ます。

1 今後の地域の中心となる経営体（担い手）の情報

経営体 (氏名)	経営者・代 表者の年齢	構成員 (従業員)	後継者 の有無	現状 〔平成 年度〕		計画 〔平成 年度〕		農地中 間管理 機構か らの借 入希望 の有無	新規就農・ 6次産業化・ 高付加価値化・ 複合化・ 低コスト化・ 法人化 等の取組	活用が見込まれる施策			
				経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)			取組 年度	青年就農 給付金 (開始型)	スーパー L資金の 金利負担 軽減措置	その他
才 名					ha		ha						

【記載上の注意】

- ※ 「経営体（氏名）」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。夫婦でもそれぞれ申し出する場合は、氏名等を2段書きします。
- ※ 計画欄については、現状から概ね5年程度を記載します。
- ※ 「新規就農・6次産業化・・・等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。
- ※ 氏名の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- ※ 法人にあっては、住所は主たる事務所の所在地を、法人名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ氏名欄に記載してください。

2 経営体（担い手）の農地の情報

地域の中心となる経営体（担い手）の経営農地					年度までに借入等が予定されている農地							
経営体 (氏名)	耕地 番号	現況 地目	地名、地番、 大字、字	面積 (m ²)	耕地 番号	現況 地目	地名、地番、 大字、字	借入等の区分 (m ²)			借入等 の予定 年度	貸し手と の調整
								借入	作業 受託	買入		
	1				1							未・済
	2				2							未・済
	3				3							未・済
	4				4							未・済
	5				5							未・済
	6				6							未・済
	7				7							未・済
	8				8							未・済
	9				9							未・済
	10				10							未・済

【 記載上の注意 】

※ 「 年度までに借入等が予定されている農地」は、具体的な見込みがある場合に記載します。

添付書類

個人情報の取扱い（第5号様式）

(第3号様式)

人・農地プラン位置付け希望の申出書（農業者向け）

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所

申出者

印

電話番号

私は、人・農地プランの近い将来農地の出し手となる者に位置付けられることを希望しますので、次のとおり申し出ます。

1 近い将来農地の出し手となる者の情報

国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、地域で使用する場合は匿名とすることができますので○を付けてください。

匿名を希望する・希望しない

近い将来農地の 出し手となる農業者 (氏名)	年齢	現状 [平成 年度]		計画 [平成 年度]		利用しなくなる 農地面積	農地中間管理機構への貸付希望の有無	
		経営内容 (作目)	経営規模の合計 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模の合計 (ha、頭数等)		農地面積	貸付時期
	才		ha		ha	ha	ha	ha

【 記載上の注意 】

※ 氏名の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。

※ 計画欄については、現状から概ね5年程度を記載してください。

2 近い将来農地の出し手となる者の農地の情報

年度までに貸付等を希望している農地						
耕地番号	現況地目	地名、地番、大字、字	貸付等の区分 (m ²)			農地中間管理機構への 貸付を予定
			貸付	作業委託	売渡	

添付書類

個人情報の取扱い（第5号様式）

(第4号様式)

文 書 番 号

年 月 日

人・農地プラン登載・不登載通知書

住所・所在地

氏名・法人名

様

川 崎 市 長 印

平成 年 月 日に申出のあった人・農地プラン位置付け希望の申出書について、地域における話し合い等で検討した結果、次のとおり決定されましたので通知します。

人・農地プランに登載されました。

人・農地プランに登載されませんでした。

登載されなかった主な理由

(第5号様式)

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

川崎市「人・農地プラン」作成事業に係る個人情報の取扱いについて

川崎市は、川崎市「人・農地プラン」作成事業の実施に際して得た個人情報について、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、川崎市は、本事業による地域等における合意形成や検討会での検討、国への報告等で利用するほか、次の事業等に係る交付金の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。

事業等	・川崎市「人・農地プラン」作成事業 ・青年就農給付金（経営開始型） ・農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置 ・（ ） ・（ ）
関係機関	国、神奈川県、川崎市、川崎市農業委員会、セレサ川崎農業協同組合、神奈川県農業協同組合中央会、神奈川県農業会議、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資機関、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体、農地中間管理機構、その他市が必要と認める関係機関

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年　月　日

（法人・組織名）

氏名（代表者名）

印

(第6号様式)

スーパーL資金に係る金利負担軽減措置適用に関する証明書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者

住 所

氏 名

印

スーパーL資金の借入申込とともに、金利負担軽減措置について申請を行うにあたり、川崎市における人・農地プランが確定していないため、今後、私が、川崎市「人・農地プラン」に地域の中心となる経営体（担い手）として位置付けられることが確実であることを証明願います。

証 明 番 号
年 月 日

上記申請者について、本市における人・農地プランにおいて、地域の中心となる経営体（担い手）として位置付けられることが確実であることを証明します。

川崎市長 印